

## 1 家畜保健衛生所における効果的な業務遂行への取組

上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所

○佐怒賀香澄 中島聡

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の国内発生により家畜保健衛生所（以下家保）の業務が増加する中、全国的に公務員獣医師が不足。本県においても獣医師職員が不足し家保に欠員が生じ業務に影響。家畜伝染病予防法第5条検査等の繁忙時には当所の職員だけでは人員が不足することから他家保、県庁畜産課、地域県民局畜産課に一時的な職員の派遣を依頼し検査等を実施。計画どおり事業が実施されたものの、市町村、農家及び派遣職員とのスケジュール調整や、慣れない業務を行う派遣職員の精神的・肉体的負担が課題。

また、当所には平成28年度から畜産職員（以下畜産職員）が配属され、獣医師免許を要する業務を整理・検討し事務分担を決定。1年目は家畜人工授精、定期報告、防疫マップ、広報、月報、定例報告等の業務を担当。2年目にはこれに加えて飼養衛生管理基準、HACCP指導等の業務のほか、帰所後の検査業務にも従事。畜産職員には生産現場の業務を通じて生の声を聴けるメリット。一方、診療行為を行えない家保職員に対する農家の認知不足等が課題。今回、当所で初めて家保に畜産職員が配置されたことにより、家保業務に対して畜産職員の理解が深まり、家畜衛生、畜産双方の行政運営の一助となることを期待。以上の取組により家保の業務を遅滞なく遂行。獣医師確保が困難な状況がしばらくは続くと思われるが、今後も効果的な家畜保健衛生行政を推進していく。